

## 令和2年8月6日記者発表 職員の懲戒処分の概要

### 消防職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

#### 1 事件の概要

当該職員は、令和2年6月10日(水)13時30分頃、在宅勤務の勤務時間中、さいたま市内の玩具店にて、玩具9点(合計2万3000円相当)について、パンツのポケット及び背負っていたカバンの中に入れる方法で窃取した。その後、同店の外に出たときに警報ブザーが鳴ったため逃げようとしたところ、1階出口路上にて、追いかけてきた同店店員の右手の甲に擦過傷と左手の指に挫傷の怪我を負わせ、後から駆け付けた同店店員の携帯電話による通報で大宮東警察署員に現行犯逮捕されたもの。

#### 2 処分内容等

##### (1) 被処分者

消防局 主査 (55歳)

##### (2) 処分内容

免職

##### (3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・職務専念義務違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

#### 3 処分年月日

令和2年8月6日(木)

問い合わせ先：消防職員課  
課長：八角  
担当：矢嶋  
電話：833-9256  
内線：5450